

# エイワ税理士法人 事務所ニュース

## エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-23-1881  
FAX : 0267-23-4466  
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

## 株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-46-8750  
FAX : 0267-23-4466  
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555  
クレスビル 302  
TEL : 026-219-3840  
FAX : 026-219-3841



(使用許諾 : NPO法人こもろの杜 駐車場ガーデン)

4月

No.218

- I. 最近の税務経済トピックス..... P 1
- II. 2024年度版 注目の中小企業向け補助金..... P 2
- III. 相続登記の義務化 いよいよ開始!..... P 6
- IV. 私の履歴書 22 J Cと佐久グランドホテル..... P 7
- 事務所カレンダー・編集後記..... P 10



## 1. 変わる建設業界

最近、大手ゼネコンが下請け企業に仕事を断られる事例が増えているとのこと。理由は、時間外労働が月 45 時間、年間 360 時間以内に規制された 2024 年問題への対応の為、下請け業者が受注を制限している為です。

下請けが受けてくれなければ工事も進まず、かつてあった「下請けいじめ」も今は昔の話です。また国内建設業は、就業人口の減少も深刻で就業人口がピークであった 1997 年から 30%も減少しています。就業年齢分布も 29 歳未満が 11.7%、55 歳以上が 35.9%と全業種の中でも特に高齢化比率が高くなっており、求人は 1 倍だった 2019 年から僅か 4 年で 3.3 倍に増加しており、就業人口減少と高年齢化が進み、その穴埋めが出来ていない状況です。建設業界では、このような労働力不足から人手不足倒産も多く発生しており、2023 年に発生した人手不足倒産 260 件のうち 35%にあたる 91 件が建設業です。(東洋経済より)

また、ゼネコンが対応する大規模工事だけでなく、住宅建築についても今後の見通しは厳しい様子です。新築住宅建築着工戸数は、2022 年度の 86 万戸から、2030 年度には 74 万戸に減少する見込みです。(野村総合研究所HPより)

新築住宅建築着工戸数が減少している要因は、①原材料の高騰により住宅価格が高額になった事。②生活費の上昇が家計を圧迫しローコストな分譲住宅や賃貸住宅にシフトしている事などが理由として挙げられ、ウクライナ侵攻等による供給制約や人件費高騰により住宅価格が上昇した場合には、さらに減少する可能性があります。



## 2. マイナス金利解除で金利のある経済へ

3 月 19 日にマイナス金利の解除が決定され、政策金利の引上げが決定しました。前回の政策金利の引き上げが 2007 年の 2 月ですから、実に 17 年ぶりの金利引き上げです。(マイナス金利からは 8 年)、金利の面では、日本は不景気から脱却し金利のある世界にシフトする事になります。金利引き上げの背景には、日米の金利差を背景とする円安があり、2022 年 3 月から金利を引き上げている米国との金利差を縮めて円安を抑制しようとする目的があります。

関与先様からも今後の金利・円安はどうなるのか? とご質問を受けますが、大きな流れは分かりませんが金利上昇が個人や法人に与える各影響について並べてみたいと思います。

一般的に金利が上昇すると下記の影響があると言われています。

- ①ローンの金利や借入金の利息が増加する。
- ②物価が下がる。(金利が上昇すると、お金を借りにくくなり購買意欲も低くなるため。)
- ③投資については国債等債権の金利が上昇し、一方株価は抑えられる傾向になる。

今回その中で①について解説させていただきます。

### 【その 1 : 住宅ローン金利の上昇】

住宅ローン金利を決定する要因は主に下記の 2 点です。

㊤日銀政策の影響を受けている市場金利

㊦銀行間の住宅ローン獲得競争による金利引き下げ

今回、その㊤が上昇となった事から㊦の抑制要因があるとは言え、住宅ローン金利の上昇は避けられそうにありません。また、㊦については下記の「貸出金利の上昇」等の理由から銀行側に金利を引き下げてまで住宅ローンを獲得する理由が無くなりますのでその引き下げ圧力も弱くなります。その結果、住宅ローンの金利上昇は避けられないでしょう。

### 【その2：貸出金利の上昇】

これまでの金利が無い状況で銀行は投資信託等の金融商品の販売やM&A仲介等により手数料収入を稼ぐ事が必要であり、そしてそれが出来ない銀行は生き残れないとまで言われていました。（捨てられる銀行 著：橋本 卓典より）ですが、金利が復活すれば、金利で利ザヤを稼げる事から企業への貸出や運用等の本来業務で稼ぐ事が可能となります。メガバンクでは、実際に今後発生する貸付の原資確保の為、約17年ぶりに普通預金の金利を上昇させました。

（0.001%→0.02%）この事からも、今後貸出金利が上昇するであろう事は予測できます。ただし、地方銀行については金利が日銀の政策の影響を受け難い事からメガバンクに比べて金利の上昇は弱くなる可能性が高く、その様な状況でメガバンクと競わねばならず苦しい状況に陥る可能性があります。

### 3. 個人事業主の脱税が増えています

消費税の申告義務がある個人事業者が申告しない人の摘発が全国で報告されています。昨年6月までの1年間の税務調査で、7,615人の無申告者が過去最高となる計198億円（前年対比1.5倍）を追徴課税されました。手法としては、申告義務が無い様に年間売上高をごまかす、領収書や請求書を処分し申告を行わない等の杜撰な手法とのことで、税務調査があればすぐに判明してしまいます。業種としては、アニマルブリーダーのほか、建築業、運送業、飲食業など多種多様です。

消費税については、身近な税で無申告が相次げば適切に納税する国民の不公平感を招きかねないため、国税当局が不正に対して厳しく調査している事が考えられます。昨年10月から施行されたインボイス制度も納税者に負担を強いる制度ですので、納税者の不公平感を無くす為にも不正を行っている人への消費税の積極的な税務調査は増加する傾向にあると考えられます。



## Ⅱ. 2024年度版 注目の中小企業向け補助金

2023年度に続き、2024年度も新たな補助金が追加されています。中小企業向けの補助金における政府の基本的な課題認識と対応の方向性は「物価高や、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資支援等に万全を期す。さらに、持続的な賃上げに向けた環境整備を図る」としています。2024年度の補助金におけるキーワードは「省力化」と「賃上げ」であると言えます。その中で、本項では、

下記3つの注目の中小企業向け補助金を紹介します。

1. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
2. 中小企業省力化投資補助金
3. 中小企業生産性革命推進事業



## 1. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金 3,000億円

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的とします。例えば、工場や倉庫、販売拠点などの新設や増設、最先端の機械や省力化設備の導入、ソフトウェアの購入や情報システムの構築などに利用できます。

投資規模10億円以上が対象というハードルがありますが、補助上限50億円（補助率1/3以内）と多額です。総額3,000億円という巨額の予算が設定されていますので、拠点の新設や集約、大型投資を検討されている場合はチャレンジする価値があります。

下表の内容にて、現在、1次公募期間中（令和6年4月30日締切）です。

項目	内 容
予 算 額	総額3,000億円（令和8年度までの国庫債務負担含む） ※令和5年度補正予算1,000億円
補 助 上 限 額	50億円（補助率1/3以内）
補 助 事 業 期 間	交付決定日から最長で令和8年12月末まで ※ただし、補正予算の早期執行の観点から、極力、令和6年度（令和7年3月）末までに設備等の支払い・設置を前倒しする投資計画の策定をお願いいたします。
補 助 対 象 者	中堅・中小企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）※ 単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式）も対象となります。 ※みなし大企業や実施する事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外です。
補助事業の要件	①投資額10億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ②補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上 ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。

1次公募終了後に2次公募が予定されています。詳しくは下記公式サイトを参照下さい。

<https://seichotoushi-hojo.jp/>

## 2. 中小企業省力化投資補助金 5,000億円

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「カタログ」から選択・導入することで、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。

こちらは従来の事業再構築補助金の後継として再編された新しい補助金になりますが、予算規模 5,000 億円と巨額であり、2024 年度の中小企業向け補助金では、最も注目度が高いと言えます。

項目	内容		
補助対象者	人手不足の状態にある中小企業等		
補助率等	カタログに掲載された製品が補助対象となります。また、補助上限額は従業員数ごとに異なります。		
補助対象	補助上限額		補助率
補助対象として カタログに登録された製品等	従業員数 5 名以下	200 万円 (300 万円)	1/2 以下
	従業員数 6～20 名	500 万円 (750 万円)	
	従業員数 21 名以上	1,000 万円 (1,500 万円)	

※ 賃上げ要件を達成した場合、() 内の値に補助上限額を引き上げ

3月29日に公募要領が公開されたばかりですが、令和8年9月までに全15回の公募が予定されています。詳しくは下記公式サイトを参照下さい。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

## 3. 中小企業生産性革命推進事業 2,000億円

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とします。

こちらは従来からある4つの補助金（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・引継ぎ補助金）になりますので、ご存知の方も多いかと思えます。概要は下表となります。

	申請類型	補助上限額	補助率	
ものづくり 補助金	①省力化(オーダーメイド)枠	750万円～8,000万円 (1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3	
	②製品・サービス 高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円 (850万円～2,250万円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナ回復加速化特例 2/3
		成長分野進出類型(DX・GX)	1,000万円～2,500万円 (1,100万円～3,500万円)	2/3

	③グローバル枠	3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3
⇒大幅賃上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乘せ(※新型コロナ回復加速化特例を除く)。①～③の補助上限額( )については、特例適用時の上限額。			

	申請類型	補助上限額	補助率
持続化補助金	①通常枠、②賃金引上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠	①：50万円(100万円) ②～⑤：200万円(250万円)	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4
	→インボイス特例：免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乘せ。①～⑤の補助上限額( )については、特例適用時の上限額。		

	申請類型	補助上限額	補助率
IT導入補助金	通常枠	ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満	1/2
		ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下	
	複数社連携IT導入枠	①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円	①インボイス対応類型と同様 ②2/3
	インボイス枠	インボイス対応類型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円
電子取引類型		～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2
	セキュリティ対策推進枠	5万円～100万円	1/2

	申請類型	補助上限額	補助率		
事業承継・引継ぎ補助金	経営革新枠	①創業支援類型 ②経営者交代類型 ③M&A類型	～800万円	1/2～2/3	
		専門家活用枠	①買い手支援類型 ②売り手支援類型	～600万円	1/2～2/3
			廃業・再チャレンジ枠	～150万円	1/2～2/3

それぞれ詳しくは下記公式サイトを参照下さい。

➤ ものづくり補助金

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

➤ IT導入補助金

<https://it-shien.smrj.go.jp/>



- 持続化補助金

<https://r3.jizokukahojokin.info/>

- 事業承継・引継ぎ補助金

<https://jsh.go.jp/>

事業内容にあった補助金を効果的に活用することが出来れば、自社の成長と安定に大いに貢献することが期待出来ます。補助金申請には少なからぬ労力を要しますが、是非活用を検討してみてくださいはいかがでしょうか。

(担当：英和コンサルティング)



### Ⅲ. 相続登記の義務化 いよいよ開始！

所有者が不明のまま土地が放置される問題を解消するため、相続不動産の登記が4月1日から義務化され、正当な理由がなく手続きを怠ると、10万円以下の過料が科されることになりました。

これまでは、相続人に所有権を変更する相続登記は、罰則もなかったため、不動産登記簿で所有者が分からない土地が増加し、国土交通省の調査では、国内の土地の2割強が所有者不明となっていました。固定資産税の徴収ができないばかりか、公共事業の用地買収が妨げられたり、災害の復興事業が進まなかったりする問題が指摘され、政府はその対策として、不動産登記法を改正しました。



#### 1. 相続手続きの流れ

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から、3年以内に相続登記をすることが義務となりました。

遺言書があれば、原則としてそのとおり、相続人に相続されますが、遺言書がない場合は、配偶者、子、兄弟など相続人を確定 → 市町村ごとに発行される固定資産税の納税通知書(名寄帳)他を取得 → 相続人全員で遺産分割協議書を作成 → 不動産登記申請をします。

相続登記申請は、自分でもできますが、司法書士に委任することが多いです。登記時に、固定資産税評価額の4/1,000の登録免許税がかかりますが、売買と異なり、不動産取得税はかかりません。

#### 2. 令和6年4月1日以前に相続した不動産については？

4月1日以前に発生していた相続についても、同様に、令和6年4月1日から3年以内の相続登記が義務化され、正当な理由なく申請を怠った場合は、過料が課されることになっています。通常、法は過去に遡って適用しない「不遡及の原則」がありますが、今回は、所有者不明の土地問題解決のため、過去に発生した相続についても、施行日から3年以内としました。

但し、施行日後に、自身が不動産を相続した相続人であることを知った場合は、その知った日から法定の3年間の期間が開始します。

### 3. 3年以内の相続登記が難しい場合は？

新たにつくられた「相続人申告登記」の手続きを法務局にすることによって、取り急ぎ、義務を果たすこともできます。相続人申告登記制度を利用するケースとして想定されるのは、

- ・相続登記が長年なされていなかったため、相続人が多数に及び、相続人の調査や連絡をつけること自体に多くの時間を要する場合
- ・遺産の分け方を決める話し合い（遺産分割協議）がまとまらず、誰が不動産を相続するかを決められない場合 です。

上記の場合は、自分が不動産名義人である亡くなった人の相続人であることがわかっているならば、先に相続人が単独で手間なく、費用もかけず申請でき、相続登記の義務不履行による罰金を回避できます。これは、相続を原因とする所有権移転の登記「申請」ではなく、自己が相続人である事実の「申告」であり、報告的な登記と言えます。

### 4. これからの対策は？（特に子供さんのいないご夫婦の場合）



相続税の申告が必要な場合は、相続の開始があったことを知った日（被相続人が亡くなった日）から10カ月以内に申告、納税が必要です。相続税の申告後、遅滞なく、相続の不動産登記手続きも忘れずに行いましょう。

特に子供さんのいない夫婦の場合、相続人は配偶者の他、亡くなった方の兄弟姉妹（兄弟姉妹が亡くなっている場合は甥姪）に及ぶため、遺産分割に相続人間で了解を得るため、時間がかかってしまうことが予想されます。その場合、遺言書を作成しておくことにより、相続の内容を指定できるので、不動産相続登記は時間がかかることなく進むでしょう。

相続登記は、時間が経てば経つほど、不動産所有者の高齢化が進み、死亡者数が増加していくことによって、さらに深刻化していくと考えられますので、相続が開始した場合は、できるだけ早急に手続きをしておくことが重要です。遺言書のご相談は、当事務所でも承っております。  
(担当：総務部)



## IV. 私の履歴書 ～J Cと佐久グランドホテル～ 所長 佐藤 英人

### 1. 青年会議所と商工会議所青年部

小諸に帰って数年たったころ、父より、推薦人二人を関与先の佐藤自動車と菊屋呉服店の社長に頼んだので、小諸青年会議所（J Cと言います）に入会するように、と話がありました。当時、

小諸の J C の会員数は 70 人以上おり、入会は 20 歳から、卒業は 40 歳で、殆どの会社の二世や若手経営者は入会していました。会員であるのが経済人としては当然であった時代でしたので、父は自分が入れなかったのを私に託した感じでした。

卒業する 40 歳までに次期経営者としての教育と訓練、また地域社会活動で政策提言や講演会、神輿やドカンショ祭りなど、さらには政治活動で市長選や県議選などの応援活動を活発に展開していました。同世代の若者と小諸の未来を熱く語り、汗をかくのは楽しいことでした。

活動の基本は月 1 回の夜の例会と月数回の委員会活動で、全て仕事が終わった後の夜間であり、会議の後は飲みに行くのが常態化しておりました。また同期入会者 10 人くらいとは月 1 回の飲み会を数年やりましたので、子育てしている妻は「あなたは家庭をどう考えている（怒り）…」となってしまうのは当然であったかと思えます。

私は入会が遅く 33 歳頃であり、仕事もあり、役員は経営開発委員長を 1 年と 40 歳の卒業年に監事をやっただけでしたが、折からのバブル期でもあり、上部団体の役員になると毎月長野市や東京での会議とクラブなどの飲食で、年間で大袈裟であると思えますが、1 千万円は使うとか噂されていました。



小諸でも後輩が、この身分不相応の散財で会社が倒産・夜逃げが数人出てしまい、その結果そういうことがない、商工会議所青年部の会員のほうが多くなってしまいました。当時は 40 歳までが J C で、それから卒業が 45 歳である会議所青年部入会という人も結構いました。そうでない方は J C の後はロータリーかライオンズクラブへ入会がほとんどでした。私は青年部でも経営委員会の委員長時代にツルヤの前会長に講演を依頼し、ランチェスター経営の講演会を企画し、会議所集会室を満席にしました。最後は会長もして終わりました。会長をすべき年に現事務所竣工と父の相続があり、1 年延期しての会長就任でした。

そして、青年部の会長退任を機に、ある意味私の青年時代は終わりました。当時の両組織での仲間が、今でも友人や小諸の関与先に多数います。

## 2. 佐久グランドホテルの最初の再建

小諸の隣の佐久の J C は「サケ J C」と陰口を言われるくらい？活発で特に O B（シニアと言います）に有力者が多く、卒業後もシニア会の会合を毎月していたそうですが、J C の例会ができる良い場所がなかったため、シニア会の有志がアメリカへ視察にいきホテルを建てる計画が始まりました。父に相談があり、会社設立は当事務所で昭和 58 年 10 月 26 日に行いました。社長には(株)大進の伊藤社長が、副社長に土地を提供した関口会館の社長が就きました。建設は大進建設が行いましたが、あまりの巨額投資に、途中で計画を縮小したため、宴会場が 1 つになってしまい、大型宴会場がほかになく稼げる時代に稼げず、また当時は金利が高く、さらに佐久平新幹線駅が小諸寄りにできたことで地の利が悪くなり、最初の苦境を迎えました。

大進グループは、臼田にサンマルコという中型ショッピングセンターを経営しており、私が担当していましたが、かなり老朽化が始まっていました。そこに松本電鉄のアップランドが東信への進出をはじめ、まず松本から峠を越えた丸子に最初の店舗、次に臼田に店舗出店を計画しました。これに対抗すべくサンマルコに入店しているツルヤと共同して建て直す計画が持ち上がり、私が使者で大進へ話に行きましたが、佐久グランドホテルの再建がまずは優先ということで、

考えて同じ棒柳グループ（注）の大草商店に行き、支援の交渉をいたしました。当事務所の新貝副所長のお父様が、大草商店の経理担当取締役でしたが、佐久グランドホテルの社長に就任し、自ら営業に地元有力企業を回っていただき、投資もしていただき、最初の再生は成功しました。

ただし、ツルヤ臼田店は本久D2と組んで臼田バイパス沿いに新規出店し、サンマルコはしばらく別スーパーの入店で経営をしてから廃業しました。

### 3. 2回目の再生

長野オリンピック後の不況の中で佐久グランドホテルも例外ではなく、2回目の危機を迎えました。特に会員権を発行しており、その償還期を迎えその資金が捻出できません。また大草商店も経営が変わり、ホテル業からは撤退する中、スポンサー探しをしましてところ、東京のホテルシステムズというホテルの設備改修工事を専門でしている方に、スポンサーに名乗りをあげていただきました。



JCのシニアの多くが株主であり、またそういった方たちに会員権を多数発行していました。役員会などでお話しをしたところ、皆さんに賛成していただき、ゴルフ会員権問題を多く扱っている服部弁護士に依頼し、第二会社方式で平成21年5月1日に新会社に分割し承継して、再生を果たしました。金融機関は5行で、都銀はサービサーへ債権売却しており、難航しましたが…。旧会社は東京で特別清算で処理しました。

なお、会員権は新会社に承継いただける方は2割で承継し、10年後に償還開始。非承継の方は特別清算で1割程度、また承継後償還開始までに脱退の方は1割、という条件でしたが、当時のほかの同種の会員権より条件が良いということと、役員が説得に回っていただき、反対者は全く出ませんでした。

### 4. 3回目の再生

経営が変わって8年ほど経過したころ、経営を引き継いだホテルシステムズの社長にある日、東京に呼び出されました。別の事業に投資を振り向けたいとのことで、売却したいが買手を探してほしいとの依頼でした。建設から期間が相当たっていることや、佐久平駅やインター付近に新しいホテルがいくつも建っている状況でしたが、北軽井沢のゴルフ場の売買で知り合った横浜のブリーズベイホテルの社長に会いに行き、依頼をしたところ、引き受けていただくことになりました。株式と債権をセットで平成29年6月13日に売却し作業は終了しました。また、残った金融債務もリファイナンスしていただき、その後徹底したコストカットをされ、非常にうまく黒字化され、数年前には一萬里温泉ホテルも買収されました。

以上で、私の約40年にわたる長かった当ホテルへの関与も終了いたしました。

（注）棒柳グループ

小諸の当事務所の数軒先にあった柳田金物店は江戸時代から明治大正時代には丁稚が多く住み込み、付近へ50店近くののれん分けをした一大商家であったとのこと。柳田という名前の金物店は関東一円に今でもあります。

あまりに多くののれん分けをしたので、柳という字に縦や横にするしをつけたいくつものグループができたのですが、大草商店・大進・大進建設等は柳に縦1で棒柳の屋号を使っていました。



## 事務所カレンダー



4月	2日(火)	会議・研修日
	20日(土)	営業日
	23日(火)	所得税振替日(個人振替納税者)
	27日(土)	営業日
	30日(火)	消費税振替日(個人振替納税者)
5月	2日(木)	会議日
	11日(土)	営業日
	18日(土)	営業日
6月	4日(火)	会議・研修日
	10日(月)	住民税納期特例納付期限(12月～翌年5月分)
7月	2日(火)	会議・研修日
	10日(水)	・労働保険料納付期限
		・源泉税納期特例納付期限(1月～6月分)
・算定基礎届提出期限		

※この予定は変更となる場合もございます

◆毎日の朝礼	8:45～9:00
◆会議・研修日	・会議：午前9:30～11:00頃まで
	・研修：午後1:00～4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、**緊急の場合はお知らせください。**

### ◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

春の天候を表す言葉に「三月の風と四月の雨で五月の花が咲く」というものがあります。実はこれ、天候についてのみ述べたものではなく、「雨や風といった土台や準備があつてこそ美しい花が咲く」という目標達成にも通じる言葉になります。春も深まり、過ごしやすい気候になります。4月は入学や新生活など、新しい生活が始まるとともに、多くの会社では年度初めとなり、新たな年度目標に向かって動き出す時期でもあります。目標達成は自分にとっての大きなプラスとなるものですので、しっかりと準備を整え、努力を継続し、そして素敵な花を咲かせられると良いですね。



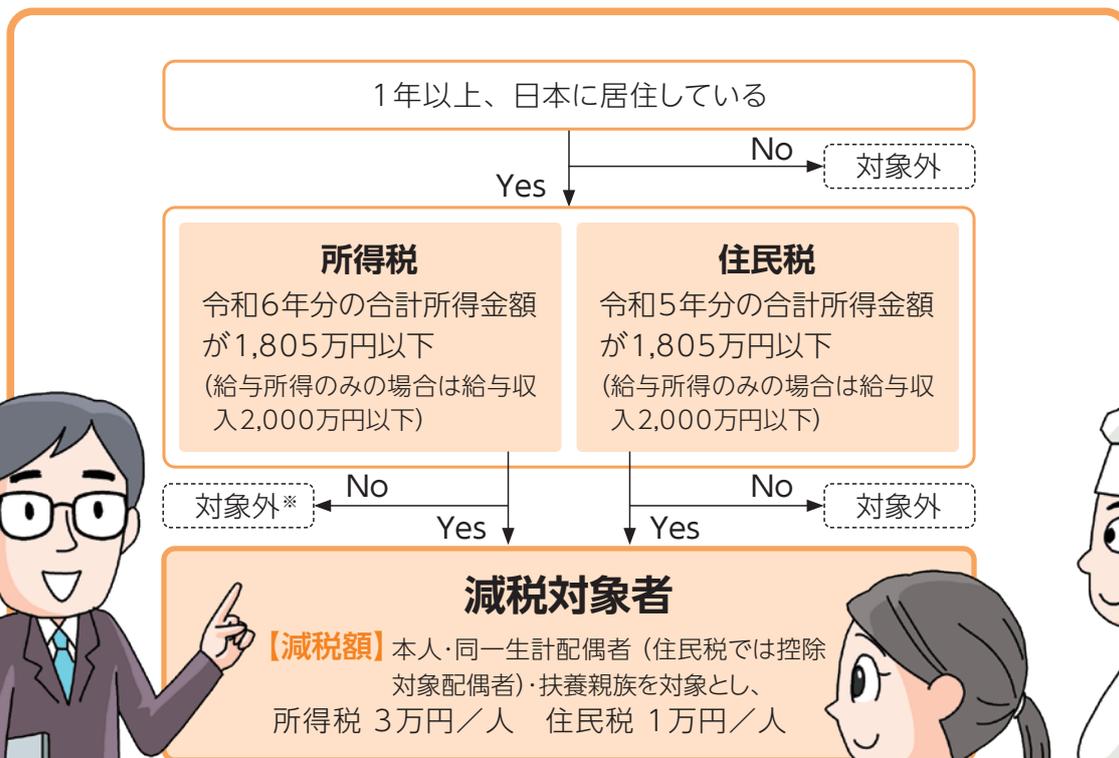
# 事務所通信

定額減税特集号

これで  
安心!

## 給与計算担当者・個人事業者のための 「定額減税」の仕組みと 実務のポイント

### 定額減税の対象者は？



※2頁の注) 参照

# I 定額減税の仕組みを確認しよう!



定額減税とはどのようなものですか?

賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担軽減を目的に、一定要件のもと、所得税と住民税から1人当たり合計4万円の減税を行うというものです。



## 1. 定額減税の概要

定額減税の概要は以下のとおりです。減税対象者の所得税額および住民税の所得割額から、本人分と、同一生計配偶者（住民税では控除対象配偶者）・扶養親族（以下「同一生計配偶者等」）分の合計額が控除されます。

	所得 税	住 民 税
いつ	令和6年6月1日以後	令和6年6月1日以後
対象者	令和6年分所得税の納税者である居住者 <sup>*1</sup> で、合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合は給与収入2,000万円以下）の者 <sup>注</sup>	令和6年度分住民税の所得割の納税義務者 <sup>*2</sup> で、令和5年の合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合は給与収入2,000万円以下）の者
控除額	本人：3万円 同一生計配偶者 <sup>*3</sup> ：3万円 扶養親族 <sup>*3</sup> ：1人につき3万円 例) 本人・配偶者・子2人の場合 12万円 (3万円×4人)	本人：1万円 控除対象配偶者 <sup>*4</sup> ：1万円 扶養親族 <sup>*4</sup> ：1人につき1万円 例) 本人・配偶者・子2人の場合 4万円 (1万円×4人)
控除方法 (詳細は次頁参照)	<b>① 給与所得者</b> ：令和6年6月1日以後最初の給与等（賞与を含む）の源泉徴収税額から順次控除。 <b>② 事業所得者等</b> ：令和6年分の所得税の第1期分予定納税額から本人の減税額を控除。控除しきれない場合は、第2期分から控除。同一生計配偶者等の分は、確定申告または予定納税額の減額申請により控除。	<b>① 給与所得者（特別徴収）</b> ：令和6年6月分は特別徴収せず、令和6年度分の住民税の所得割額から減税額を差し引いた額を11等分し、令和6年7月から令和7年5月までの11か月間で毎月特別徴収。 <b>② 事業所得者等（普通徴収）</b> ：令和6年度分の住民税の第1期分納税額から控除。控除しきれない場合は、第2期分以降から順次控除。

**注)** 合計所得金額が1,805万円（給与所得のみの場合は給与収入2,000万円）を超える者は対象外ですが、給与所得者の場合、主たる給与の支払者のもとで①の方法で控除し、年末調整（もしくは確定申告）で精算することとなります。

※1 居住者…国内に住所を有し、または、現在まで引き続き1年以上居所（実際に住んでいる場所）を有する人。

※2 納税義務者…その年の1月1日時点で日本に住所がある人。

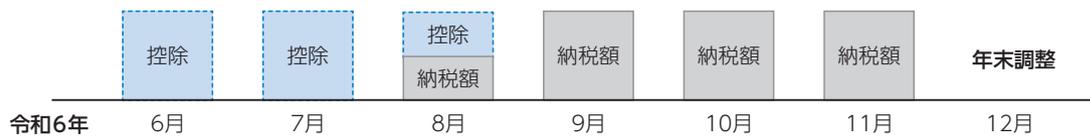
※3 居住者に限る。 ※4 国外居住者を除く。

## 2. 減税方法

- (1) 所得税について、給与所得者に対しては、令和6年6月1日以後の最初の給与等の源泉徴収税額から、事業所得者等の場合は、所得税に係る第1期分予定納税額から控除します。

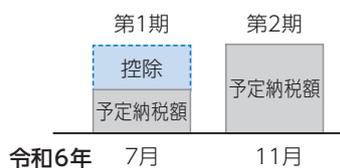
### 所 得 税

#### ① 給与所得者



- 減税額 [(本人+同一生計配偶者等) × 3万円] を控除しきるまで、令和6年中の給与等（最後に支払われるものを除く）の源泉徴収税額から順次控除し、控除しきれない場合は年末調整で控除します。それでも控除しきれない場合は給付措置が行われる見込みです。

#### ② 事業所得者等



- 第1期分予定納税額から控除します。控除しきれない場合は、第2期分予定納税額から控除し、第2期分予定納税額からも控除しきれない場合は、確定申告で精算します。
- 同一生計配偶者等の控除は確定申告で行いますが「予定納税の減額申請」を行うことで、第1期分予定納税額から控除することもできます。

\*減額申請手続のための措置として、令和6年分の第1期分予定納税額の納期が7月1日～9月30日とされるとともに、6月30日の現況に係る予定納税額の減額申請の期限が7月31日とされます。

\*予定納税がない場合は、すべて確定申告で調整します。

- (2) 住民税について、給与所得者に対しては、令和6年6月分の特別徴収をせず、「年間の住民税額から減税額を差し引き11か月で割った額」を7月から翌年5月まで毎月特別徴収します。事業所得者等の場合は、住民税の第1期分の納税額から控除します。

### 住 民 税

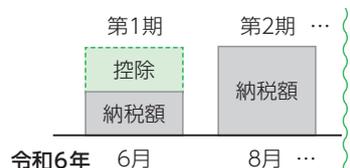
#### ① 給与所得者（特別徴収）



\*減税対象外の人  
は従来どおり特  
別徴収をします。

- 令和6年6月分の住民税の特別徴収は行いません。[(年間の住民税の額-減税額) ÷ 11か月] で計算した金額が通知され、令和6年7月分から令和7年5月分までの11か月間で毎月特別徴収します。
- 所得割から控除され、控除しきれない場合は給付措置が行われる見込みです。

#### ② 事業所得者等（普通徴収）



- 第1期分の納付額から控除されます。控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から順次控除されます。
- 所得割から控除され、控除しきれない場合は給付措置が行われる見込みです。

## II ケーススタディ



減税額が、所得税額や住民税額よりも大きく、  
全額控除できない場合はどうなりますか？



定額減税しきれないと見込まれる場合は、市区町村等  
から各種の給付措置が行われる予定です。

### ケース1 妻と小学生の子ども2人を扶養する給与所得者の場合（減税対象は4人）

定額減税の額： **所得税 12万円** + **住民税 4万円**

所得税：100,000円（6月・12月の賞与分を含む）／年 住民税（所得割）：36,000円／年

注）所得税・住民税の額は、解説のために設定した仮の数字です。また、住民税の均等割額は表記していません。

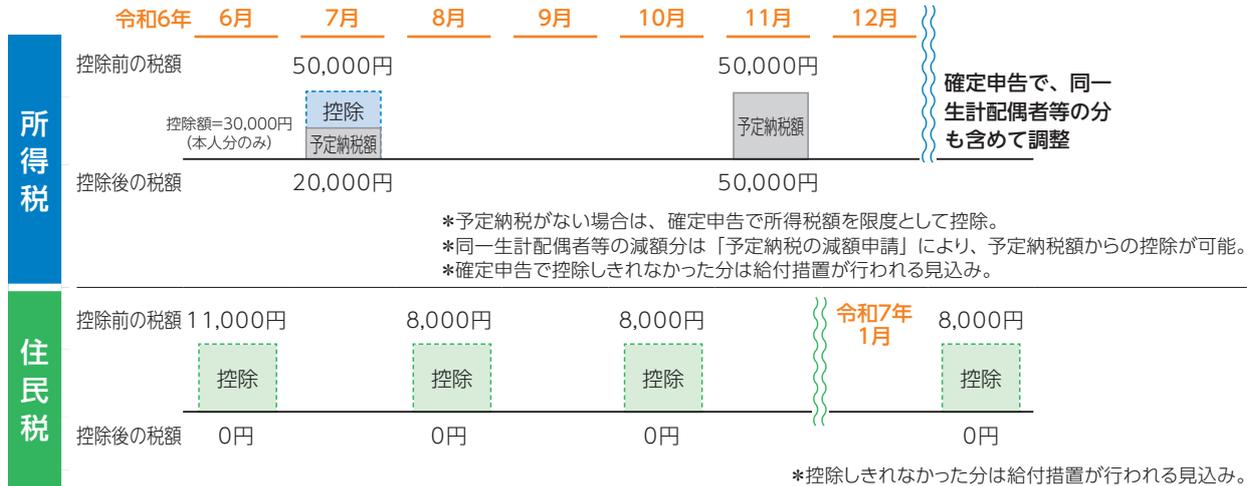


### ケース2 妻と小学生の子ども3人を扶養する事業所得者等の場合（減税対象は5人）

定額減税の額： **所得税 15万円** + **住民税 5万円**

所得税：150,000円／年 住民税（所得割）：35,000円／年

注）所得税・住民税の額は、解説のために仮で設定した数字です。また、住民税の均等割額は表記していません。



## Ⅲ こんなときどうする？



給与所得者について、転職や退職、扶養親族の異動など、想定されるケースの対応方法を教えてください。



所得税については、年末調整で対応するケースが多いと思われます。いくつかのケースについて、以下の事例で見えていきましょう。

### 1. 年末調整で対応する事例 ■所得税の事例

**Q1** 控除開始時点や控除開始後に、令和6年分の合計所得金額が1,805万円超になると見込まれる場合はどうなりますか？

**A1** 年間の合計所得金額が1,805万円を超えることが見込まれる場合も、毎月の給与等の所得税から順次控除を行う必要があり、年末調整もしくは確定申告で精算することになります。



**Q2** 控除開始後に、結婚、出生、子どもの就職などが生じた場合はどうなりますか？

**A2** 「扶養控除等申告書」や「源泉徴収に係る定額減税のための申告書※」の記載事項に異動が生じても、減税額は変更せず毎月の給与等の源泉徴収税額から順次控除し、年末調整で精算します。同一生計配偶者等が国外転出をした場合も同様です。※6頁参照



**Q3** 令和6年6月2日以後に中途採用し、「扶養控除等申告書」を提出した社員の減税はどうなりますか？

**A3** 毎月の給与等の源泉徴収税額からの控除は行わず、年末調整時に控除することとなります。

### 2. その他の事例 ■所得税の事例 ■住民税の事例

**Q1** 従業員が複数から給与等を得ている場合はどうなりますか？

**A1** 「扶養控除等申告書」を提出した主たる給与等の支払者が定額減税を実施します。



**Q2** 年末調整で住宅借入金等特別控除がある場合の、定額減税の取扱いはどうなりますか？

**A2** 年末調整をする場合、住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に、定額減税分を控除します。

**Q3** 令和6年6月1日以後に退職した人についての取扱いはどうなりますか？

**A3** 令和6年中最後の給与等もらった後に退職した場合を除き、源泉徴収票の摘要欄への記載は不要です。※7頁参照

**Q4** 退職金の取扱いはどうなりますか？

**A4** 退職金は、減税対象の要件となる合計所得金額に含まれます。

■所得税については、確定申告により、定額減税の控除を受けられます。

■現年分離課税の対象となる退職手当等に係る住民税の所得割額は、定額減税の対象となりません。



**Q5** 他の税額控除を行ったことで還付・充当を行う場合の定額減税の取扱いはどうなりますか？

**A5** 他の税額控除により住民税の所得割額から控除しきれない額が生じ、還付・充当を行う場合は、定額減税の対象とはなりません。なお、ふるさと納税については、定額減税前の所得割の2割とされているため従来と変わりません。

## IV 給与計算担当者が押さえておきたい留意点



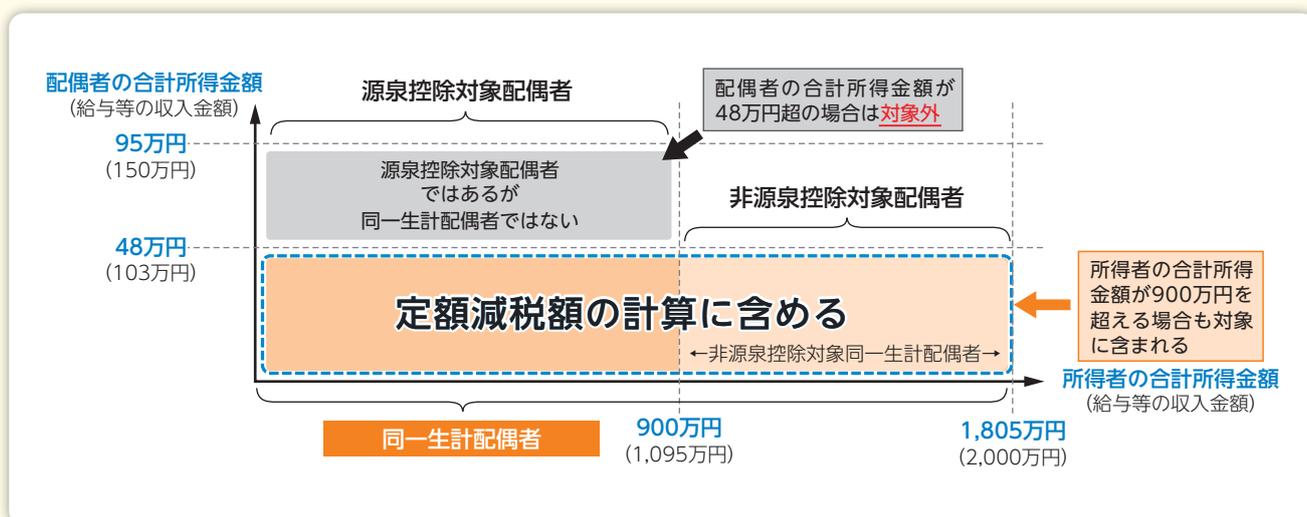
給与計算担当者が、実務上留意しておくべきことを教えてください。

同一生計配偶者等の確認が重要です。特に同一生計配偶者等に収入がある場合は注意しましょう。また、給与等の明細書や源泉徴収票に、控除額等の記載が必要です。併せて、各人ごとに各月の控除額等を、国税庁の「各人別控除事績簿」等を利用して管理しましょう！



### 1. 同一生計配偶者・扶養親族の確認は正確に！

- (1) 定額減税における「同一生計配偶者」は下図のとおりです。合計所得金額が48万円以下の人で、非源泉控除対象同一生計配偶者（合計所得金額900万円超の減税対象者の同一生計配偶者）も含まれます。



- (2) 「非源泉控除対象同一生計配偶者」は、「配偶者控除等申告書」で把握できる場合を除き、新たに「年末調整に係る定額減税のための申告書※」を社員から提出してもらうことで把握し、原則、年末調整で控除します。ただし、令和6年6月1日以後の最初の給与等の支払日までに「源泉徴収に係る定額減税のための申告書※」を提出してもらえば、減税額の計算の対象にすることができます。
- (3) 「扶養親族」は、「扶養控除等申告書」に記載された人です。「住民税に関する事項」に記載された16歳未満の扶養親族も含まれます。
- (4) 住民税の控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（減税対象者の合計所得金額が1,000万円超で、合計所得金額が48万円以下の配偶者）については、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除することとなります。

※いずれも定額減税を行うに当たり用意された新たな様式で、国税庁・定額減税特設サイトに様式案が掲載されています。

## 2. 給与等の明細書・源泉徴収票への減税額等の記載が必要！

- (1) 令和6年6月1日以後に交付する給与等の明細書への記載事項  
当該給与等の所得税から控除した定額減税額。
- (2) 年末調整をして作成する源泉徴収票の摘要欄への記載事項
  - ① 所得税の定額減税控除済額および控除しきれなかった額（控除外額）。
  - ② 合計所得金額が1,000万円超である減税対象者の同一生計配偶者（非控除対象配偶者）分の控除を実施した場合、その旨。

### <(1)の記載例>

給与支払明細書
給与支給額 ×××円
源泉徴収税額 ×××円
⋮
<b>定額減税額 (所得税) ×××円</b>

### <(2)の記載例>

令和6年分 給与所得の源泉徴収票											
支払を受ける者		住所又は居所 △△市〇〇市1-2-3				[受給者番号] [個人番号] 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6		氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎		[扶養者番号]	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額						
給料	14400000	12300000	2849930	1283900	0	0	0	0	0	0	0
(源泉)控除対象配偶者の有無等	控除の額	控除対象扶養親族の数の有無等	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額					
有	0	1	1569930	120000	50000	205000					
[摘要] 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 非控除対象配偶者減税有											

## 定額減税で必要になる「月次減税事務」「年調減税事務」

給与計算担当者は、「月次減税事務（令和6年6月1日以後に支払う給与等の源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務）」と「年調減税事務（年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務）」が必要となります。

### <令和6年6月3日（月）に給与の支給を想定した場合の主な減税事務の流れ>

5月	住民税の特別徴収税額の通知（6月分は0円） 月次減税事務： 控除対象者の確認、各人別控除事績簿等による管理 月次減税額の計算（「扶養控除等申告書」「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」）
6月3日	給与等の支給（所得税の月次減税額の控除、住民税の特別徴収なし） 月次減税事務： 給与等の明細書への控除額の表示
7~11月	給与等の支給（所得税の月次減税額の控除、住民税の減税後の額の特別徴収） 月次減税事務： 給与等の明細書への控除額の表示
11月	年調減税事務： 対象者の確認（「基礎控除申告書」） 年調減税額の計算（「扶養控除等申告書」「配偶者控除等申告書」「年末調整に係る定額減税のための申告書」）
12月	年調減税事務： 年調減税額の控除 源泉徴収票への控除額等の表示

# TKCシステムの給与計算機能で定額減税も“かんたん”に！

TKCの給与計算システム「PXシリーズ」では、従来の機能に加え、定額減税への対応として、令和6年4月末と5月中旬に下記の機能の追加を予定しています。

## 1 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の印刷機能（4月末予定）

「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を印刷できるようにします。選択により、システムに登録済みの配偶者、扶養親族を印刷できるようにすることで、社員が記入する手間を省くと同時に誤記入を防ぎます。

## 2 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」のWeb入力機能（5月中旬予定）

PXまいポータルで、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を社員が入力・提出し、給与計算担当者が受理できるようにします。

## 3 定額減税における控除対象等の確認・修正機能（5月中旬予定）

社員情報の登録内容から社員ごとに減税対象か否か、減税対象となる配偶者、扶養親族を判定して一覧形式で確認できるようにします。また、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に基づき修正できるようにします。

## 4 給与・賞与計算における控除額の計算（5月中旬予定）

上記3に基づき所得税からの控除額を自動計算します。

\*住民税は従来どおり「住民税の予約入力」機能で入力した内容に基づき計算します。

## 5 給与(賞与)支払明細書への控除額の印刷（5月中旬予定）

控除後の所得税および控除額を表示します。また、コメント欄に「所得税減税累計額はXX,XXX円、次回以降の令和6年中の給与賞与であとXX,XXX円減税されます。」のような表示をします。

## 6 給与・賞与からの控除事績の確認（5月中旬予定）

各支給日の控除額を確認できるようにします。



### PXシリーズ、あんしん給与、PXまいポータル、FXクラウドシリーズに搭載される機能

機能	PX2等	PXまいポータル	FXクラウド(給与)
「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の印刷	○	—	○
「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」のWeb入力	—	○	—
定額減税における控除対象等の確認・修正機能	○	—	○
給与・賞与計算における控除額の計算	○	—	○
給与(賞与)支払明細書への控除額の印刷	○	—	○
給与・賞与からの控除事績の確認	○	—	○

## こんなときどうする? ~ 続き ~ <国税庁 定額減税 Q&A より>

**Q6** 公的年金等の支払を受ける給与所得者に対する定額減税はどのようにしますか?

**A6** 公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、その主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになり給与等と公的年金等との定額減税額の重複控除については、確定申告で精算を行うようになります。

**Q7** 給与所得者が定額減税の適用を受けるか受けないか自分で選択できますか?

**A7** 自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。源泉徴収票の甲欄が適用される居住者の人については、一律に主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになります。

**Q8** 日雇賃金(丙欄適用給与)の支払を受けている人の定額減税はどのようにしますか?

**A8** 日雇賃金(丙欄適用者)は、給与の支払者もとで定額減税の適用を受けることはできません。令和6年分所得税確定申告で適用を受けることができます。

**Q9** 「16歳未満の扶養親族」について、所得税の計算に影響しないことから、扶養控除等申告書に記載していない従業員がいますが、このような人の扶養親族を月次減税額の計算に含めるにはどうすればいいですか?

**A9** 令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」に16歳未満の扶養控除を記載して再提出するか、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出することで月次減税額の計算に含めることができます。

**Q10** 令和5年分中の給与が未払となっていた部分を令和6年6月に支払いますが、この給与の支払時に徴収する源泉徴収税額から月次減税を控除するのですか?

**A10** 令和5年分の所得税から控除することはできません。月次減税額は令和6年分の給与等に係る源泉徴収税額から控除することとされています。

**Q11** 令和6年分中の給与で未払となっていた部分を令和6年6月に支払いますが、この給与の支払時に徴収する源泉徴収税額から月次減税を控除するのですか?

**A11** 令和6年6月以後に支払われる令和6年分の給与等の源泉徴収税額から控除することとされていますので、令和6年分の未払給与が6月以後に支払われるときは、その源泉徴収税額から月次減税額を控除することとなります。

**Q12** 月次減税事務を行った結果、全ての従業員で源泉徴収税額がゼロとなったため、納付すべき税額はありますが、この場合には、納付書の提出は不要でしょうか?

**A12** 月次減税後の控除等により、納付すべき税額が無くなった(「本税」欄が「0」)場合でも、納付すべき税額がある場合に準じて納付書の各欄の記入を行った上で、その納付書を所轄税務署に提出する必要があります。

## 令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称（氏名）		（フリガナ） あなたの氏名	
	給与の支払者の 法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の 所在地（住所）		あなたの住所 又は居所	

記載のしかたはこちら

二次元  
コード

～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（住民税に関する事項を含みます。以下同じです。）に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

<input type="checkbox"/>	<p><b>【源泉徴収に係る申告書として使用】</b> …令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与（賞与を含みます。）の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。</p> <p><b>令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与（賞与を含みます。）の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</b></p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受ける際には、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>【年末調整に係る申告書として使用】</b> …年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。</p> <p><b>年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</b></p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」（兼用様式）を使用して提出してください。</p> <p>※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください。</p>

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの口にチェックを付けてください。

**○ 同一生計配偶者の氏名等**

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

（フリガナ） 氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に 該当	本年中の合計所得 金額の見積額
		明 昭 ・ ・ 大 平		<input type="checkbox"/>	円

**○ 扶養親族の氏名等**

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

（フリガナ） 氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に 該当	本年中の合計所得 金額の見積額
1			明 平 ・ 大 昭 ・ 令		<input type="checkbox"/>	円
2			明 平 ・ 大 昭 ・ 令		<input type="checkbox"/>	円
3			明 平 ・ 大 昭 ・ 令		<input type="checkbox"/>	円

